

年度別業務適正化評価報告書審査実績

(令和2年度～令和6年度)

令和7年4月1日

鳥取県監査委員事務局

実施 年度	対象 年度	審 査 経 緯	審 査 結 果 の 概 要
6	5	R 6. 8. 27 令和5年度業務適正化評価報告書の審査の依頼 R 6. 10. 17 令和5年度業務適正化評価報告書審査意見書の提出	1 評価手続 個人情報管理について、事案が重大か否かの判断は一貫性をもって行われるべきであり、重要性の具体的な判断基準を示すことは当該個人情報を取り扱う職員への注意喚起にもつながるので、個人情報管理の評価基準について、不備と重大な不備が明確となるような基準や例示を検討されたい。さらに、個人情報の漏洩防止は緊要であり、引き続き一つ一つの案件を分析し未然防止に向けた対応を検討されたい。 2 評価結果 業務適正化制度の開始から5年になるにもかかわらず取組が機能していないと考えるので、職員一人一人が業務適正化制度の趣旨・重要性を確実に理解し、不適切事務が確実に是正されるよう、業務適正化制度の定着に努められたい。 3 その他 ① 業務適正化制度の効果的運用においては、リスクを認識し、未然防止策を実践するというPDCAサイクルを確実に実施することが重要であることから、年2回の自己点検のみならず、各所属内で随時PDCAサイクルを実施するよう強く進められたい。 ② 同様の不適切事務が複数の所属で確認されていることから、組織的な改善を図る必要があるため、不適切な事務が発生する要因を分析し、旅費システムや財務等の電子決裁システムにおいて、ポップアップ表示やエラーチェック機能の充実等を工夫し、繰り返し発生する不適切事務の削減に努められたい。
5	4	R 5. 9. 6 令和4年度業務適正化評価報告書の審査の依頼 R 5. 11. 2 令和4年度業務適正化評価報告書審査意見書の提出	1 評価手続 ① 契約に関する事務処理の改善が図られていない事案が散見されたことから、引き続き業務点検チェックリスト等の活用により不適切事案の抑制に努められたい。 ② 個人情報管理については、24件の個人情報流出事故があった。 基準に照らして上述の個人情報流出事案を評価した結果として、発生数等から量的重要性の観点からは不備と評価されている。 また、質的重要性の観点からは不備とは評価はされていない。 しかしながら、当該事案は鳥取県個人情報保護条例に規定する個人情報保護の重要性の観点や、鳥取県情報公開条例第9条第2項の非開示情報に該当する内容が漏出した案件が含まれており、一定の個人情報本人の意思に反して他者に知られないよう保護すべきとされていることに照らして考えれば、評価結果として著しく均衡を失していると言わざるを得ないと考える。殊個人情報の不適切な管理事案については、鳥取県個人情報保護条例や鳥取県情報公開条例の理念や運用方針との整合性を図り、県民個人の立場から見て妥当な評価となるよう基準の見直しを図られたい。 2 評価結果 ① 財務については、契約事務について適切な事務処理

実施 年度	対象 年度	審 査 経 緯		審 査 結 果 の 概 要														
				が行われていなかった事案が定期監査において散見された。不適切な事務処理の発生防止に努められるとともに、引き続き業務点検チェックリストの活用を図られたい。 ② 財務について、過年度調定及び過年度支出といった不適切な事務処理が定期監査において散見された。重要度の高いリスクと未然防止策の取組が確実に実施されるよう努められたい。 3 その他について 業務適正化制度は、試行期間を含めると4年目となるが、PDCAサイクルを通じてリスクを認識し、未然防止策を実践するという理念の浸透が不十分であると見受けられる。職員の制度に対する理解の促進と所属における具体的な未然防止策の周知・実践をさらに進められたい。														
4	3	R 4. 10. 17 R 4. 11. 25	令和3年度業務適正化評価報告書の審査の依頼 令和3年度業務適正化評価報告書審査意見書の提出	評価手続については、概ね適当であるが、契約に関する事務処理の改善が図られていない事案も散見されたので、令和4年度における運用状況を確認されたい。 評価結果については、 ①支出負担行為の事務手続の遅延や契約書に定める書類を受理していなかったことなど依然として適正な事務処理の行われていなかったものが散見された。各機関及び各職員において、業務点検チェックリストの確認、未然防止策の取組を確実に実施するよう積極的な働きかけを行われたい。 ②年度替わりの引継ぎや組織内、組織間での情報の受け渡しが適切に実施されていないことに起因する不適正な事務処理が散見されるところであり、重要度の高いリスクと未然防止策、業務点検チェックリストの項目を見直し、不適正な事務処理の発生防止に努められたい。 ③上記①②のような状況から制度に対する基本的な理解が不十分と感じられるので、改めて業務適正化の制度の周知とPDCAの実践が行われるように努められたい。														
3	2	R 3. 11. 1 R 3. 11. 29	令和2年度業務適正化評価報告書の審査の依頼 令和2年度業務適正化評価報告書審査意見書の提出	評価手続については概ね適当であるが、評価結果については、定期監査において処置された事案のうち、特に契約等に関するもので適切な事務処理が行われていなかった事案が下表のとおり見受けられたので、重要度の高いリスクと未然防止策、業務点検チェックリストの項目について検討され、不適切な事務処理の発生防止に努められるとともに、引き続きチェックリストの活用を図られたい。 <table><tr><th>内 容</th><th>件数</th><th>発生要因</th></tr><tr><td>文書管理が不適切であったもの</td><td>1</td><td>申請書等の不適切な文書管理</td></tr><tr><td>契約の締結過程に不備があったもの</td><td>26</td><td>会計事務処理要領等の認識不足 契約書作成時の確認不足</td></tr><tr><td>契約の履行管理に不備があったもの</td><td>17</td><td>会計事務処理要領等の認識不足</td></tr></table>			内 容	件数	発生要因	文書管理が不適切であったもの	1	申請書等の不適切な文書管理	契約の締結過程に不備があったもの	26	会計事務処理要領等の認識不足 契約書作成時の確認不足	契約の履行管理に不備があったもの	17	会計事務処理要領等の認識不足
内 容	件数	発生要因																
文書管理が不適切であったもの	1	申請書等の不適切な文書管理																
契約の締結過程に不備があったもの	26	会計事務処理要領等の認識不足 契約書作成時の確認不足																
契約の履行管理に不備があったもの	17	会計事務処理要領等の認識不足																

実施 年度	対象 年度	審 査 経 緯	審 査 結 果 の 概 要
2	元	R 2.10.19 令和元年度業務適正化評価報告書の審査の依頼 R 2.11. 9 令和元年度業務適正化評価報告書審査意見書の提出	評価手続については概ね適当であるが、評価結果については、一部検討を要するものがある。 ①重要度の高いリスクの洗い出しに当たっては、各所属の業務内容等も勘案して、漏れがないよう進められたい。 ②今後ともA I ・ R P A等の取組が、一層進められるよう制度所管課での検討はもとより、各部局に対しても、さらなる支援を行われたい。